

EU の DAC 8

—暗号資産取引を対象とする税務当局間の自動的情報交換—

大野 雅人^{*1}

要 約

本稿は、EU（欧州連合）が2023年10月に制定したDAC 8（EU加盟国の税務当局間の相互協力に係る指令の第8次改正）を紹介・検討するものである。

DAC 8は、インターネット上で暗号資産取引の仲介を行う「暗号資産サービス提供者」（Crypto-Asset Service Provider）に対し、その顧客である「暗号資産利用者」（Crypto-Asset User）に関する情報をEU加盟国の税務当局に提供することを義務付け、当該提供された情報をEU加盟国の税務当局間で自動的に情報交換する、という枠組みを定めるものである。当該情報は、マネー・ロンダリング対策やテロリズム対策を担当する当局にも必要に応じて提供される。

DAC 8は、2022年に公表されたOECDのCARF（Crypto-Asset Reporting Framework）の枠組みを、EUにおいて実施するものである。DAC 8の内容は、ほぼCARFに沿ったものとなっている。EUは、OECDによってこれまでに提案されてきた税務当局間の自動的情報交換の枠組みを、DACの累次の改正により、着実に法制化してきている。これに対し、我が国での法制化は、やや遅れている。

我が国の居住者（法人その他の事業体を含む）が、外国居住者の提供するインターネット上のサービスを利用して所得を稼得している場合、我が国の税務当局にとってその所得の把握は、外国税務当局との情報交換によらなければ難しい。我が国においても、OECDが提案する情報交換の枠組みを順次立法化していくべきと考える。

キーワード：国際課税、税務執行協力、情報交換、暗号資産、DAC 8、CARF

JEL Classification：F53, H26, K34

I. はじめに

I-1. 本稿のテーマ

本稿は、2023年10月に制定された、EU（欧州連合）のDAC 8（EU加盟国の税務当局間の

相互協力に係る指令の第8次改正）を紹介・検討するものである。

EU の DAC (Directive on Administrative

*1 明治大学グローバル・ビジネス研究科教授

Cooperation)¹⁾は、EU加盟国（以下「加盟国」という）の税務当局間の相互協力について定めるEU指令（Directive）の通称であり、2011年の制定以来、これまでに数次の改正が行われてきた（過去の改正の概要については後述「Ⅱ」を参照）。本稿で取り上げるDAC 8は、2022年12月に指令案²⁾が公表され、2023年3月20日までのパブリック・コンサルテーション（民間からの意見提出）と2023年5月の一部修正案³⁾の公表を経て、2023年10月にEU指令⁴⁾として制定された、DACの第8次改正の通称である。

DAC 8は、2021年3月の第7次改正であるDAC 7⁵⁾と同様に、デジタル経済の拡大に対応するためのDACの改正である。DAC 7は、インターネット上のプラットフォームを提供する「プラットフォーム運営者」（Platform Operator）に対し、そのプラットフォームを利用して商品の販売やサービスの提供を行う「販売者」（Seller。我が国では「出店者」「出品者」とも呼ばれる）に関する情報を加盟国の税務当局に提供することを義務付け、当該提供された情報を加盟国の税務当局間で自動的に情報交換するという枠組みを定めた。これに続く2023年10月のDAC 8は、インターネット上で暗号資産取引の仲介を行う「暗号資産サービス提供者」（Crypto-Asset Service Provider）に対し、そのサービスを利用して暗号資産の取引を行う「暗号資産利用者」（Crypto-Asset User）に関する情報を加盟国の税務当局に提供することを義務付け、当該提供された情報を加盟国の税務当局間で自動的に情報交換するという枠組みを定めるものである。

DAC 7とDAC 8は、デジタル経済が拡大する中において、インターネット上の取引を把握しようとする税務当局による取組みであり、我が国の税務執行の在り方にも有益な示唆を与えてくれる。

なお、デジタル経済の拡大に対応するDACの改正としては、上記のとおりDAC 7とDAC 8があるが、DAC 7については既に筆者が小稿をまとめていることから⁶⁾、本稿ではDAC 8を中心に叙述することとしたい。

Ⅰ－２．背景

近年、デジタル経済の規模は急速に拡大している。人々は「消費者」（「購入者」）として、インターネット上のプラットフォームを通じて商品やサービスを購入している。他方、「事業者」は、自らのウェブサイトを通じて商品の販売やサービスの提供を行うこともあれば、「プラットフォーム運営者」が提供するインターネット上のプラットフォームを利用する「販売者」として、プラットフォーム上で商品を販売し、又はサービスを提供する場合もある。

「消費者」は、同時に「販売者」ともなり得る。例えば、筆者の家族は、ときどきオークションを実施するプラットフォームを利用して、自宅にある不用品を売っているし、筆者の知人は、広い和風の自宅の一部を、宿泊施設情報を提供するプラットフォームを利用して外国人の宿泊客に提供している。

インターネット上の「プラットフォーム運営者」や「事業者」「販売者」の所得をどのように

1) Council Directive 2011/16/EU of 15 February 2011 on administrative cooperation in the field of taxation and repealing Directive 77/799/EEC.

2) European Commission, Proposal for a Council Directive amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation, COM (2022) 707 final (8 Dec. 2022).

3) Draft Council Directive amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation – Presidency compromise text, 8730/23, LIMITE, FISC 70, ECOFIN 375 (5 May 2023).

4) Council Directive (EU) 2023/2226 of 17 October 2023 amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation, OJEU 24.10.2023.

5) Council Directive (EU) 2021/514 of 22 March 2021 amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation.

6) 大野（2021），122頁。

把握するかは、税務当局にとっての課題である。そのうち「販売者」の所得把握のための一手段として、「プラットフォーム運営者」に「販売者」についての情報の提供を税務当局に報告することを義務付け、当該提供された情報を自動的情報交換の枠組みによって各国の税務当局間で共有するという枠組みが、OECD の 2020 年モデル・ルール⁷⁾で提案され、前述の EU の DAC 7 などにより制度として実現されてきた。

ところで、上記のようなインターネット上の取引においては、「消費者」から「販売者」への代金の支払いの際、現金（紙幣・貨幣）の直接のやりとりはできない。このため、円・ドル・ユーロなどの各国の法定通貨（Fiat Currency）建てによりクレジットカード払いで行われる（代金は後日、クレジットカード会社により消費者の銀行口座から引き落とされる）ことが多いが、Alipay、LINE Pay、PayPay 等のキャッシュレス・サービス会社（いわゆる「QR コード決済」や「バーコード決済」を行う会社。利用者は、あらかじめ一定の金額をキャッシュレス・サービスを行う会社に法定通貨建てでチャージしておく）を通じて行われることもある⁸⁾。キャッシュレス・サービスでは、個人間での国内・国外の送金を行うこともできる⁹⁾。

2008 年に、ブロックチェーンを用いた暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）として Bitcoin（BTC）が発明された後、インターネット上の取引にお

ける代金支払いや個人間の送金では、法定通貨でなく暗号資産を用いることも可能となった。暗号資産とは、法定通貨のように国家による保証がなく、インターネット上で取引されるデジタル通貨であり¹⁰⁾、現在では Bitcoin（BTC）、Ethereum（ETH）等数多くの種類が存在する（20,000 種類以上のものが存在するといわれる）。暗号資産による支払いが可能なインターネット上のプラットフォームや、暗号資産による支払いが可能な実店舗も増えつつある。また、暗号資産は、将来の価格上昇を期待しての投資対象ともなっている。

デジタル経済の拡大に伴い、インターネット上で保有・取引される暗号資産の市場規模・市場価値は、ある程度の（法定通貨に比べればかなり激しい）乱高下を繰り返しながらも、拡大してきた¹¹⁾。しかし、暗号資産は、最近において発展してきたものであるために、その取扱いについての金融上の規制や税制上の取扱いは曖昧であり、また、行政機関にとっての暗号資産取引の把握も困難である。そして、その取扱いの曖昧さと行政機関による把握の困難さを利用する形で、暗号資産は租税回避やマネー・ロンダリングに利用されてきた。このため、各国政府は、暗号資産についての金融上の規制と税制上の取扱いについての明確化を進めている¹²⁾。

本稿は、そのような各国政府の試みの一環として、2022 年 12 月指令案が公表され、2023 年

7) OECD, Model Rules for Reporting by Platform Operators with respect to Sellers in the Sharing and Gig Economy, published 3 July 2020. また、これを補完・強化するものとして、OECD, Model Reporting Rules for Digital Platforms: International Exchange Framework and Optional Module for Sale of Goods, published 22 June 2021.

8) このほか、プラットフォーム運営者が発行するポイント（例えば「メルカリポイント」）を使うなどの手段もある。

9) 国外送金を専門とするキャッシュレス・サービス会社では、送金手数料は銀行と比べて格段に安く設定されており、入金までの時間も短い。

10) 暗号資産は、以前は資金決済に関する法律や金融商品取引法等では「仮想通貨」と呼ばれていたが、国際的な動向等を踏まえ、2019 年の改正で「暗号資産」に改められた。

11) 例えば、Bloomberg は、2021 年 11 月に、暗号資産市場の時価総額が 3 兆ドル（約 400 兆円）を超え、前年末比で約 4 倍となっていると伝えている。https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2021-11-08/R29PMPT1UM0Y01.

12) 我が国でも、令和 6 年度改正において、諸外国に合わせて、暗号資産を期末時価評価課税の対象外とする改正が行われた（改正後の法人税法 61 条）。

10月に最終的に指令（Directive）として制定された、DAC 8¹³⁾ について紹介・検討する¹⁴⁾。DAC 8は、従来からある、加盟国の税務当局内での納税者情報の交換の対象を、暗号資産利用者（Crypto-Asset User）に拡張しようとするものである。

また、DAC 8は、暗号資産とは別に、個人富裕層（HNWI：High-Net-Worth Individuals）についてのタックス・ルーリングも、情報交換の対象とする（この点については後述「Ⅵ」）。

DAC 8は、2025年12月末までに加盟各国において「ミニマム・スタンダード」として国内法化され、2026年1月から加盟各国で施行されることとなる（DAC 8の第2条第1項）。

なお、DAC 8は、EUにおける暗号資産についての金融上の規制を定めるものではなく（これは後述「Ⅳ」の「MiCA」の役割である）、暗号資産についてのEU共通の課税要件を定めるものでもなく（暗号資産についての課税要件は各加盟国が決定する）、加盟国の税務当局間の情報交換の枠組みを定めようとするものである。

また、DACは、EUの指令（Directive）であるので、EUの規則（Regulation）と異なり、各加盟国は指令を実現するための国内法を制定し、指令の国内法化を行う（transpose）ことが必要となる。

I－3. 本稿の構成

本稿では、まず「Ⅱ」で、DAC 8を理解する縦軸として、これまでのDACの改正経緯について紹介する。

次いで、「Ⅲ」で、DAC 8の内容について、

暗号資産取引を税務当局が把握し、かつ、税務当局間で情報交換を行う枠組みを中心に記述する。

暗号資産の金融上の規制については、EUでは「MiCA」（又は「MiCAR」）¹⁵⁾ と呼ばれる暗号資産市場規則（2023年5月）が定めており、DAC 8の提案は、その文言の定義の多くを「MiCA」から借用しているので、「Ⅳ」では「MiCA」について簡潔に紹介する。

また、DAC 8は、DAC 8に先立ち2022年10月に公表された、OECDの「暗号資産報告フレームワーク」（CARF：Crypto-Assets Reporting Framework）¹⁶⁾ とも深く関係している。CARFは、「暗号資産サービス提供者」に対し、その顧客である「暗号資産利用者」に関する情報を税務当局に提供することを義務付け、当該提供された情報を税務当局間の自動的情報交換により関係国間で共有するという枠組みの提案である。DAC 8は、CARFをEU域内で実施するための制度といえるものであるので、「Ⅴ」ではCARFについて簡潔に紹介する。

「Ⅵ」では、DAC 8における、暗号資産取引関係以外の項目を記述する。

「Ⅶ」では、暗号資産取引を中心として、DAC 8についての評価と、我が国が受ける示唆について記述する。

なお、DACの改正経緯とMiCA、OECDのCARFとの関係をイメージ図的に図示すると、次頁の図1ようになる。

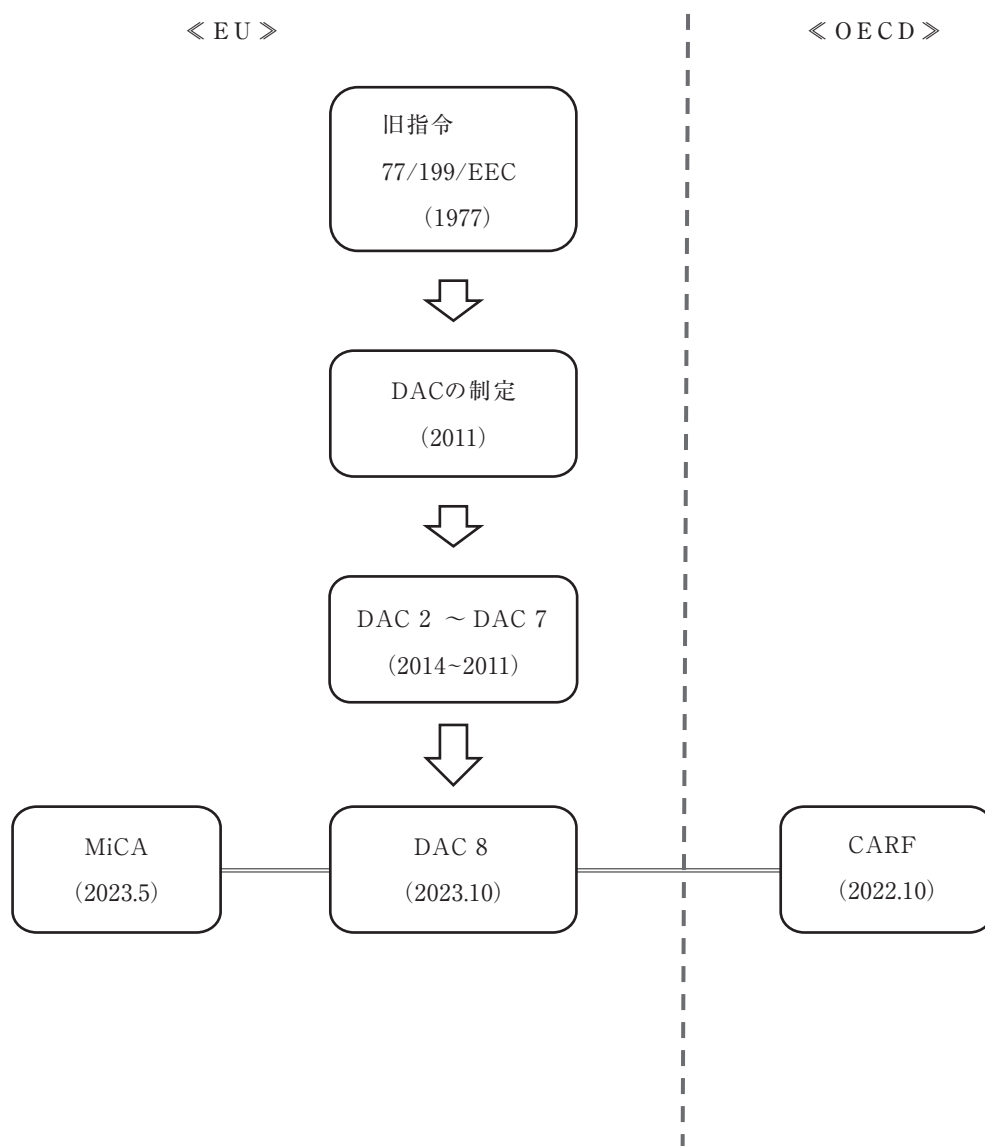
13) 前掲注4)。

14) DAC 8の当初提案（2022年12月）について紹介する英語文献として、Popa & Varério (2023), p. 115, Frago, Leeden, Budak & Salemans (2023), Russo, Ventrella & Gesualdi (2023), p. 153等。またDAC 8の修正案（2023年5月）につき当初提案と比較しつつ検討するものとして、Bernt (2023), p. 377。

15) Regulation (EU) 2023/1114 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2023 on markets in crypto-assets, and amending Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 1095/2010 and Directives 2013/36/EU and (EU) 2019/1937, OJ L 150/40 (9.6.2023). この規則の原案は、Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on Markets in Crypto-assets, and amending Directive (EU) 2019/1937, COM (2020) 593 final, 24.9.2020である。

16) OECD (2022).

図1 DACの改正経緯及びDAC 8とMiCA・CARFとの関係



Ⅱ. DAC の改正経緯

Ⅱ－１．概要

DAC は、加盟国の税務当局間の相互協力を規定しており、その内容は、主に①情報交換、②調査協力、及び③徴収共助である。近年は、特に、情報交換に関する協力規定の充実（情報交換の対象となる範囲の拡大）が図られている。

Ⅱ－２．DAC の前身としての 1977 年指令 (77/799/EEC)

DAC の前身は、1977 年の欧州共同体指令 77/799/EEC である¹⁷⁾。この指令は欧州共同体 (European Communities) 当時に定められたものであり、13 か条の条文から成っている。その内容は、下記の表 1 のとおり、もっぱら情報交換に関するものであった。

表 1 1977 年制定当初の指令 77/799/EEC の条文構成

前文	第 7 条 秘密に関する規定
第 1 条 総則	第 8 条 情報交換の制限
第 2 条 要請に基づく情報交換	第 9 条 相互協議
第 3 条 自動的情報交換	第 10 条 経験の蓄積
第 4 条 自発的情報交換	第 11 条 より広範な協力規定の適用可能性
第 5 条 情報提供の期間制限	第 12 条 最終規定
第 6 条 関係当局の職員の協力	第 13 条 指令の名宛人

Ⅱ－３．2011 年の DAC の制定

2011 年に、指令 77/799/EEC が廃止され、新たに DAC が制定された¹⁸⁾。新たに制定された DAC は、情報交換に加え、調査協力と文書送達に関する規定を有していた。制定当初の DAC の条文構造は、次頁の表 2 のようなものであった¹⁹⁾。

17) Council Directive of 19 December 1977 concerning mutual assistance by the competent authorities of the Member States in the field of direct taxation (77/799/ECC).

18) 前掲注 1)。

19) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32011L0016>.

表2 2011 年制定当初の DAC の条文構成

構 成	内 容
前文	1 項～ 29 項
第 I 章 一般規定	目的 (1 条), 範囲 (2 条), 定義 (3 条), 所轄機関 (4 条)
第 II 章 情報交換	要請に基づく情報交換 (5 条～ 7 条), 義務的自動的情報交換 (8 条), 自発的情報交換 (9 条・10 条)
第 III 章 他の形式による行政協力	調査協力 (11 条), 同時調査 (12 条), 文書の送達 (13 条), フィードバック (14 条), ベストプラクティスと経験の共有 (15 条)
第 IV 章 行政協力を実施するための条件	情報と文書の開示 (16 条), 制限 (17 条), 被要請国の義務 (18 条), 域外国との関係 (19 条), 様式の統一等 (20 条), 技術的調整等 (21 条・22 条)
第 V 章 委員会 (Commis-sion) との関係	評価 (23 条)
第 VI 章 域外国との関係	域外国との情報交換 (24 条)
第 VII 章 一般・最終規定	データ保護 (25 条), 担当委員会 (Committee) (26 条), 報告 (27 条), 指令 77/799/EEC の廃止 (28 条), 国内法化 (29 条), 施行時期 (30 条), 名宛人 (31 条)

II－4. DAC の改正経緯

上記の制定当初の DAC につき, 次の表 3 に示

すように, DAC 2 から DAC 8 までの数次の改正

が行われ, 現在の DAC の構成になっている。

表3 DAC の改正経緯

名 称	制定時期	概要と主要な追加条文等
DAC 2 ²⁰⁾	2014 年	金融口座情報から得られる利子・配当・使用料についての情報を自動的情報交換の対象に加える。 (8 条の改正と附属文書 I 及び II の追加)
DAC 3 ²¹⁾	2015 年	タックス・ルーリングと APA を自動的情報交換の対象に加える。 (8a 条の新設)
DAC 4 ²²⁾	2016 年	国別報告書 (CbCR : Country-by-Country Report) を自動的情報交換の対象に加える。 (8aa 条の新設と附属文書 III の追加)
DAC 5 ²³⁾	2016 年	マネー・ロンダリングに関する受益者に関する情報を情報交換の対象に加える。 (22 条の一部改正)
DAC 6 ²⁴⁾	2018 年	タックス・プロモーター等による租税回避スキームの組成・販売情報を税務当局に報告させ, 当該情報を自動的情報交換により加盟国の税務当局で共有する。 (8ab 条の新設と附属文書 IV の追加)

20) Council Directive 2014/107/EU of 9 December 2014.

21) Council Directive (EU) 2015/2376 of 8 December 2015.

22) Council Directive (EU) 2016/881 of 25 May 2016.

23) Council Directive (EU) 2016/2258 of 6 December 2016.

24) Council Directive (EU) 2018/822 of 25 May 2018. DAC 6 の紹介として, 大野 (2020), 204 頁。

DAC 7 ²⁵⁾	2021 年	プラットフォーム運営者に、プラットフォーム出店者（Seller）についての情報を税務当局に報告させ、当該情報を自動的情報交換により加盟国の税務当局で共有する。 (8ac 条の新設と附属文書 V の追加)
DAC 8	案の公表 2022 年 12 月 成立 2023 年 10 月	暗号資産サービス提供者に、暗号資産サービス利用者についての情報を税務当局に報告させ、当該情報を自動的情報交換により加盟国の税務当局で共有する。 (8ad 条の新設と附属文書 VI の追加) (※) この他、富裕層に係るタックス・ルーリングを情報交換の対象に含める（8a 条の改正）などの改正がある。

表 3 が示すように、近年、EU は、OECD と歩調を揃え、税務当局間の情報交換関係の規定を強化している。最近では、DAC 6 が、税務プロモーターが租税回避スキームの開発・販売を行った場合における税務当局への報告義務を課し、また、DAC 7 が、インターネット上の「プラットフォーム運営者」（Platform Operator）にプラットフォームを利用する「販売者」（Seller）

についての税務当局への報告義務を課した。税務当局に報告されたこれらの情報は、自動的情報交換の枠組みにより、加盟国の税務当局と共有され、これらの情報を受け取った加盟国の税務当局は、これらの情報を端緒として、それぞれの国内税法に基づき、当該国の居住者・外国法人や当該国に恒久的施設を有する非居住者・外国法人に課税することとなる。

Ⅲ．DAC 8

Ⅲ－１．DAC 8 の概要

Ⅲ－１－１．DAC 8 による条文の改正

DAC 8 の内容は、おおまかに言えば、「暗号資産サービス提供者」（Crypto-Asset Service Provider）に、その顧客である「暗号資産利用者」（Crypto-Asset User）に関する一定の情報について、税務当局への報告義務を課し、当該報告された情報を自動的情報交換の枠組みにより加盟国の税務当局間で共有しようとするものである。

なお、DAC 8 では、暗号資産に関する情報交換の他、富裕層を対象としたタックス・ルー

リングの情報交換についても改正が行われている（後述「Ⅵ」参照）。

DAC 8 による DAC の改正部分は、細かな改正を含め次頁の表 4 のとおりであるが、本稿では、暗号資産の取引に係る情報交換のために新設された、第 8ad 条と附属文書 VI について記述する。なお、第 8ad 条については、参考資料 1 として末尾に抄訳（1 項から 4 項まで）を掲げた。また、附属文書 VI については、参考資料 2 として末尾にその項目のみを掲げた。

25) Council Directive (EU) 2021/514 of 22 March 2021. DAC 7 の紹介として、大野（2021）、122 頁。

表 4 DAC 8 による DAC の改正内容

DAC 8 の条文	DAC の改正部分	DAC 8 の条文	DAC の改正部分
第 1 条(1)	第 3 条の一部改正	第 1 条(12)	第 23 条の一部改正
第 1 条(2)	第 8 条の一部改正	第 1 条(13)	第 25 条の一部改正
第 1 条(3)	第 8a 条の一部改正	第 1 条(14)	第 25a 条の一部改正
第 1 条(4)	第 8ab 条の一部改正	第 1 条(15)	第 27 条の一部改正
第 1 条(5)	第 8ac 条の一部改正	第 1 条(16)	第 27c 条の追加
第 1 条(6)	第 8ad 条の追加	第 1 条(17)	附属文書 I の一部改正
第 1 条(7)	第 16 条の一部改正	第 1 条(18)	附属文書 V の一部改正
第 1 条(8)	第 18 条の一部改正	第 1 条(19)	附属文書 VI の追加
第 1 条(9)	第 20 条の一部改正	第 2 条	加盟国による国内法化手続
第 1 条(10)	第 21 条の一部改正	第 3 条	指令の発行日
第 1 条(11)	第 22 条の一部改正	第 4 条	指令の名宛人

(※) 網掛け部分が暗号資産取引に係る主要改正。

Ⅲ－１－２．DAC 8 と、CARF 及び MiCA との関係

DAC 8 は、2022 年 10 月に公表された OECD の暗号資産報告フレームワーク (CARF)²⁶⁾ で提案されたものと同様の仕組みを、EU 内で実施するためのルールを定めるものである。OECD の CARF は、暗号資産に関する取引情報につき、2014 年に公表された共通報告基準 (CRS : Common Reporting Standard) の枠組みで税務当局間での情報交換を実施しようとするものである (後述「V」参照)。

また、DAC 8 は、EU の暗号資産市場に関する規則 (MiCA : Markets in Crypto-Assets Regulation)²⁷⁾ と密接に関係している。MiCA は、暗号資産市場の規制と暗号資産によるマネー・ロンダリングの防止のための規則であり、2022 年 10 月に提案され、2023 年 5 月に成立した。MiCA は、暗号資産事業者が EU 市場に参入するための条件を定めており、EU 市場での暗号資産取引について明確で透明性の高い枠組み (clear and transparent framework) を提供しようとするものである (MiCA の概略につい

ては後述「Ⅳ」参照)。DAC 8 は、そこで用いられる概念の多くを MiCA から借用している。

Ⅲ－２．暗号資産報告の枠組み

Ⅲ－２－１．概要

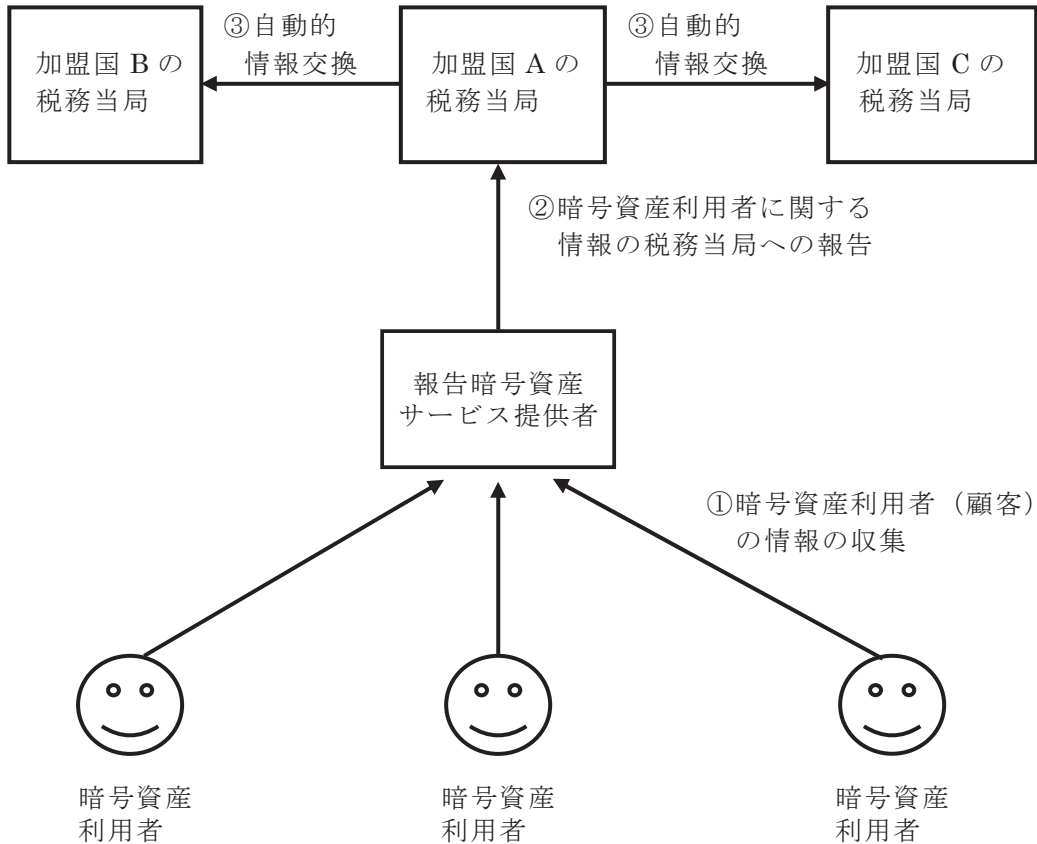
DAC 8 で新設された第 8ad 条と附属文書 VI が、暗号資産報告の枠組みを定める。

報告義務を負うのは、「報告を行う暗号資産サービス提供者」(Reporting Crypto-Asset Service Provider。以下「報告暗号資産サービス提供者」という) である。「暗号資産サービス提供者」(Crypto-Asset Service Provider) が、一定の要件に該当して「報告暗号資産サービス提供者」となれば、EU 域内に所在する顧客である「暗号資産利用者」(Crypto-Asset User) についての取引情報を、居住地国等の税務当局に報告する義務を負うこととなる。加盟国の税務当局は、報告された情報を、自動的情報交換の枠組みにより、関係加盟国の税務当局に連絡する。イメージ図を示せば、次頁の図 2 のとおりである。

26) OECD (2022)。

27) 前掲注 15) 参照。

図2 DAC 8 提案の枠組みのイメージ図（新 8ad 条関係）



Ⅲ－２－２．暗号資産等の定義

DAC 8 提案における「暗号資産」とは、MiCA に規定される暗号資産をいう（附属文書ⅥのセクションⅣの A-1）。MiCA は暗号資産を「分散型台帳技術又は類似の技術を用いることにより、電子的に移転及び保存が可能な、価値又は権利のデジタル表現」（a digital representation of a value or of a right that is able to be transferred and stored electronically, using distributed ledger technology or similar technology）と定義している（MiCA 3 条 1 項(5)）。暗号資産には、(a) Bitcoin, Ethereum 等の“payment tokens”，(b) USDC, Tether, BUSD 等の“asset-referenced

tokens”，(c) “equity/debt tokens”，及び (d) 一定の Non Fungible Tokens (certain NFTs) が含まれるとされる²⁸⁾。

暗号資産のうち、報告対象となる「報告対象暗号資産」（Reportable Crypto-Asset）とは、中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currency）、電子通貨（Electronic Money）、又は報告暗号資産サービス提供者が支払い若しくは投資に用いられることがないと判断した暗号資産²⁹⁾をいう（同 A-4）。「中央銀行デジタル通貨」とは、中央銀行等が発行するデジタル・フィアット通貨をいう（同 A-2, A-3）。「フィアット通貨」（Fiat Currencies）とは、国家又はその中央

28) Bernt (2023), p. 380. DAC 8 の前文 14 項も、“certain non-fungible tokens (NFTs)”と表現している。

29) このため、報告暗号資産サービス提供者には、暗号資産が支払い又は投資に用いられることがないかどうかにつき、ケース・バイ・ケースの判断が求められることとなる。DAC 8 の前文第 14 項参照。

銀行から発行される紙幣若しくは硬貨又はデジタル方式により発行される通貨である(同 A-6)。「電子通貨」(Electronic Money 又は E-money)は、単一のフィアット通貨に紐付けられ、資金の預入れを受けて支払いの手段として発行される暗号資産である(詳細な定義は、同 A-5 参照)。

Ⅲ-2-3. 当局への報告義務を負う「暗号資産サービス提供者」

税務当局に対する報告義務を負う暗号資産サービス提供者は、「報告暗号資産サービス提供者」(Reporting Crypto-Asset Service Provider)である。「報告暗号資産サービス提供者」となるのは、「暗号資産サービス提供者」(Crypto-Asset Service Provider)及び「暗号資産運営者」(Crypto-Asset Operator)で、一又はそれ以上の暗号資産サービス(Crypto-Asset Service)を「報告対象利用者」(Reportable User。後述Ⅲ-2-4参照)のために又は「報告対象利用者」に代わって「交換取引」(Exchange Transaction。後述Ⅲ-2-4参照)を行う者である(附属文書ⅥのセクションⅣの B-3)。

「暗号資産サービス提供者」とは、MiCA に規定される「暗号資産サービス提供者」をいう(同 B-1)。MiCA は、「暗号資産サービス提供者」を、「法人又はその他の企業で、その事業が一以上の暗号資産サービスの顧客への業務的提供であり、かつ、第 59 条の規定に従って暗号資産サービスの提供が認められている者」(a legal person or other undertaking whose occupation or business is the provision of one or more crypto-asset services to clients on a professional basis, and that is allowed to provide crypto-asset services in accordance with Article 59)と定義している(MiCA 3 条 1 項(15))。

「暗号資産運営者」とは、上記の「暗号資産サービス提供者」以外の暗号資産サービスの提供者である(同 B-2)。

「暗号資産サービス」(Crypto-Asset Service)とは、MiCA に規定される暗号資産サービスをいう(同 B-4)。具体的には、(a) 顧客のための暗

号資産の管理・運営の提供、(b) 暗号資産の売買プラットフォームの運営、(c) 積立のための暗号資産の交換、(d) 暗号資産の他の暗号資産との交換、(e) 顧客のためにする暗号資産の処分の実行、(f) 暗号資産への投資、(g) 顧客のためにする暗号資産の注文の受信及び発信、(h) 暗号資産についての助言の提供、(i) 暗号資産のポートフォリオ管理の提供、(j) 顧客のためにする暗号資産の移転サービスの提供をいう(MiCA 3 条 1 項(16))。

「報告暗号資産サービス提供者」は、上記の条件を満たせば、その規模や居住地に関わりなく、加盟国の税務当局に対する報告義務(報告先の税務当局については、後述「Ⅲ-2-6」参照)を負うこととなる。

Ⅲ-2-4. 情報収集の対象となる「報告対象利用者」

「報告対象利用者」(Reportable User)とは、「報告暗号資産サービス提供者」の顧客である「暗号資産利用者」(Crypto-Asset User)のうち、加盟国の居住者である個人又は事業体として「報告対象者」(Reportable Person)に該当する者である(附属文書ⅥのセクションⅣの D-1 及び D-7)。上場企業、政府機関、中央銀行等は「適用除外者」(Excluded Person)として、「報告対象者」から除かれる(同 E)。

「暗号資産利用者」とは、「報告対象取引」(Reportable Transaction)を行う目的で報告暗号資産サービス提供者の顧客となっている個人又は事業体である(同 D-2)。「報告対象取引」とは、①「交換取引」(Exchange Transaction)と、②「報告対象暗号資産の移転」(Transfer of Reportable Crypto-Assets)である(同 C-1)。このうち「交換取引」とは、(a)「報告対象暗号資産」と「フィアット通貨」の交換、及び (b) 複数の「報告対象暗号資産」の交換である(同 C-2)。

Ⅲ-2-5. 報告される情報

報告暗号資産サービス提供者は、① MiCA に基づき認可された事業体、② 加盟国の税務上の居住者である事業体又は個人、③ 加盟国の法令

に基づき設立された事業体等、④加盟国の国内から管理されている事業体、⑤加盟国に恒常的な事業所（regular place of business）を有する事業体又は個人、である場合には、附属文書ⅥのセクションⅡ及びⅢの手續に従い、セクションⅡに規定される情報（報告対象利用者や報告対象取引に係る情報）を税務当局に報告しなければならない（附属文書ⅥのセクションⅠのA）。

報告暗号資産サービス提供者が税務当局に報告しなければならないのは、次の情報である（第8ad条3項、附属文書ⅥのセクションⅡのB）。

- (i) 各報告対象利用者の氏名・名称、住所、居住地国、TIN、個人の場合には生年月日及び出生地等。
- (ii) 報告暗号資産サービス提供者の氏名・名称、住所、TIN、個人認証番号（individual identification number）を有している場合にはその番号
- (iii) 報告対象取引に係る報告対象暗号資産についての次の事項
 - (a) 報告対象暗号資産の種類を示す正式名称
 - (b) フィアット通貨に対する取得（acquisitions）に係る総支払額、総ユニット数及び報告対象取引件数の合計
 - (c) フィアット通貨に対する売却（disposals）に係る総受取額、総ユニット数及び報告対象取引件数の合計
 - (d) 他の報告対象暗号資産に対する取得に係る公正時価総額、総ユニット数及び報告対象取引の件数
 - (e) 他の報告対象暗号資産に対する売却に係る公正時価総額、総ユニット数及び報告対象取引の件数
 - (f) 報告対象販売支払取引（Reportable Retail Payment Transactions）³⁰⁾に係る公正時価総額、総ユニット数及び件数
 - (g) 上記(b)及び(d)に該当しない報告対象利

用者への移転に関し、報告暗号資産サービス提供者が知る限りにおいての、報告対象取引の公正時価総額、総ユニット数及び件数、並びに取引形態ごとの分類

- (h) 上記(c)、(e)及び(f)に該当しない報告対象利用者による移転に関し、報告暗号資産サービス提供者が知る限りにおいての、報告対象取引の公正時価総額、総ユニット数及び件数、並びに取引形態ごとの分類
- (i) 報告暗号資産サービス提供者が、仮想資産サービス提供者（virtual asset service provider）又は金融機関に関連することが知られていない分散型台帳アドレス（distributed ledger address）に対して行った移転の公正時価総額及び総ユニット数。

税務当局への報告は、暦年単位の総額方式で行われる（同B-3）。

暗号資産利用者が報告対象利用者に該当するかどうかは、基本的には暗号資産利用者からの自己証明（self-certification）によるが（附属文書ⅥのセクションⅢのA-1、B-1）、当該自己証明が不正確又は信頼できないと判断される場合には、報告暗号資産サービス提供者は追加的な措置（内容を証明する文書の提出を求めるなど）をとらなければならない（同A-2、B-2）。暗号資産利用者の自己証明は、氏名又は名称、住所、税法上の居住地国、TIN（さらに、個人の場合は生年月日）を記載した署名・日付入りの文書を報告暗号資産サービス提供者に提出することにより行われる（同C-1、C-2）。

また、上記(iii)(a)～(i)の情報は、一見、報告暗号資産サービス提供者にとって大きな負担になるように思えるが、既にFATF（Financial Action Task Force）によってAML/KYC（Anti Money Laundering/Know Your Customer）文書化等として求められている情報であり、それほど負担にはならないようである³¹⁾。

30) USD 50,000（又はその相当額）を超える支払いのための報告対象暗号資産の移転をいう（附属文書ⅥのセクションⅣのC-3）。

31) Bernt (2023), p. 382.

Ⅲ－２－６．税務当局への報告と、税務当局間の情報交換の実施

暗号資産サービス提供者は、原則として、MiCA の認可を受けた国の税務当局に報告事項を報告する（附属文書ⅥのセクションⅠの A－1）。暗号資産運営者は、(a) 税法上の居住地国、(b) 設立地国で所得税の申告書を提出している国、(c) 管理地国、又は (d) 事業地国の税務当局に報告事項を報告する（同 A－2）。報告期限は、対象となる暦年から 1 年以内である（附属文書ⅥのセクションⅡの B）。

報告暗号資産サービス提供者から各加盟国の税務当局に報告された事項は、自動的情報交換の枠組みによって、他の加盟国の税務当局に情報提供される（8ad 条 2 項・3 項）。

交換された情報は、今回の改正で、直接税、VAT その他の間接税及び関税の執行の目的のみでなく、マネー・ロンダリング対策及びテロリ

ズムへの資金提供対策のためにも用いられることとなった（DAC 8 による改正後の 16 条 1 項第 1 サブパラグラフ）³²⁾。

Ⅲ－２－７．加盟国と第三国との間の情報交換の実施

加盟国と EU 外の第三国との間の暗号資産についての情報交換については、新第 8ad 条第 11 項が規定しており、欧州委員会が、当該第三国が EU と同等の情報交換を実施できるかどうかを審査することとされている（この点は、DAC 7 で新設された第 8ac 条第 7 項と同様である）。

ただし、DAC 8 は、OCED の CARF がミニマム・スタンダードであるかどうか不明であるとし、もし CARF がミニマム・スタンダードを定めるものであることが判明した場合には、欧州委員会の審査は不要であるとしている（前文 22 項、8ad 条 12 項）。

Ⅳ．EU の MiCA

DAC 8 は、その主要な定義規定を、EU の暗号資産市場規則である MiCA³³⁾ から借用している。前述のとおり、MiCA は、2020 年 9 月に規則の提案が行われ、2023 年 5 月 16 日に、一部修正の上、欧州議会及び欧州連合理事会で採択

された。

MiCA は、119 項からなる前文 (recitals)、149 の条文及び附属文書Ⅰ－Ⅵで構成される規則であり、次のような構成となっている。

表 5 MiCA の構成

項 目	条
前文	
第Ⅰ編 目的、範囲、定義	1－3
第Ⅱ編 暗号資産 (Crypto-Assets) (資産参照トークン又は電子マネー・トークンを除く)	4－15
第Ⅲ編 資産参照トークン (Asset-Referenced Tokens)	
第 1 章 資産参照トークンの提供と認可	16－26
第 2 章 資産参照トークンの発行者の義務	27－35
第 3 章 資産保全	36－40
第 4 章 資産参照トークンの発行者の買収	41－42
第 5 章 重要な資産参照トークン	43－45
第 6 章 損害の回復と補償	46－47

32) マネー・ロンダリング対策やテロリズムへの資金対策の目的での情報交換については、従前は、関係国間の協議により行われていたが、改正により協議が必要でなくなった。Bernt (2023), p. 384.

33) 前掲注 15)。

第Ⅳ編 電子マネー・トークン (E-Money Tokens)	
第1章 電子マネー・トークンの発行者が満たすべき要件	48 - 55
第2章 重要な電子マネー・トークン	56 - 58
第Ⅴ編 暗号資産サービス提供者 (Crypto-Asset Service Providers) の認可と運用条件	
第1章 暗号資産サービス提供者の認可	59 - 65
第2章 すべての暗号資産サービス提供者の義務	66 - 74
第3章 特定暗号資産サービスの提供義務	75 - 82
第4章 暗号資産サービス事業者の買収	83 - 84
第5章 重要な暗号資産サービス提供者	85
第Ⅵ編 暗号資産に関する市場操作の防止と禁止	86 - 92
第Ⅶ編 所轄官庁、EBA ³⁴⁾ 及び ESMA ³⁵⁾	
第1章 所轄官庁の権限と、所轄官庁、EBA 及び ESMA の間の協力	93 - 108
第2章 ESMA 登録	109 - 110
第3章 所轄官庁による行政制裁と他の制裁措置	111 - 116
第4章 重要な資産参照トークン及び重要な電子マネー・トークンの発行者に対する EBA の監督上の責任及び監督団体	117 - 120
第5章 重要な資産参照トークンの発行者及び重要な電子マネー・トークンの発行者に対する EBA の権限	121 - 138
第Ⅷ編 委任行為	139
第Ⅸ編 経過措置と最終規定	140 - 149
附属文書 I - VI	

MiCA は、EU 域内における、暗号資産の発行者と暗号資産サービス提供者についてのルールと、インサイダー取引の防止のためのルールを導入するものであり、暗号資産市場の安定と、消費者・投資家の保護を図ることを目的としている。欧州銀行監督機構 (EBA) と欧州証券市場庁 (ESMA) が所轄庁となり、MiCA を執行していくこととなる。

MiCA による、暗号資産取引に関する EU 規制の明確化を通じて、顧客・投資家の保護が図られるとともに、暗号資産に関するサービスを提供する企業には法的予測可能性が与えられる。これにより、暗号資産に関連する資本・人材・企業を EU に誘致することが期待されている³⁶⁾。また、この分野におけるルール作りにつき、EU

が世界をリードすることにもなる³⁷⁾。

また、MiCA は、改正後の資金移動規則 (TFR: Transfer of Funds Regulation)³⁸⁾ によって補完される。改正後の資金移動規則は、金融活動作業部会 (FATF) の「トラベル・ルール」(Travel Rule) に対応するものであり、マネー・ロンダリングの防止の観点から、暗号資産の送り手と受け手に係る情報の特定を行おうとするものである。

34) 欧州銀行監督機構 (European Banking Authority)。

35) 欧州証券市場庁 (European Securities and Markets Authority)。

36) Lanotte (2023), pp. 1597, 1598.

37) 同上。

38) Regulation (EU) 2023/1113 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2023 on information accompanying transfers of funds and certain crypto-assets and amending Directive (EU) 2015/849 (recast), OJ L 150/1 (9.6.2023).

V. OECD の CARF

OECD は、暗号資産市場の急成長を踏まえ、G20 の指示を受けて、暗号資産の取引に関する税務情報を標準的な方法で報告し、これらの情報を自動的に交換するための「暗号資産報告フレームワーク」(CARF) を 2022 年 10 月に公表

した。同時に、これらの情報を自動的情報交換の対象とするため、金融機関口座情報の自動的情報交換の枠組みを定めた 2014 年の共通報告基準 (CRS) の改正を行った³⁹⁾。その概要は次の表 6 のとおりである。

表 6 OECD の CARF の構成

(標題)	(頁)
第 1 部 暗号資産報告フレームワーク	8
はじめに	9
ルール	14
セクション I：報告暗号資産サービス提供者の義務	14
セクション II：報告事項	15
セクション III：デュー・ディリジェンス手続	16
セクション IV：定義	19
コメンタリー	26
セクション I のコメンタリー	26
セクション II のコメンタリー	28
セクション III のコメンタリー	35
セクション IV のコメンタリー	46
第 2 部 共通報告基準 (CRS) の改正	62
はじめに	63
ルールとコメンタリーの改正	69～102

(注) 標題は必ずしも原文の直訳ではなく、筆者 (大野) が便宜上一部省略して記載している部分がある。

DAC 8 は、OECD の CARF を EU 内で実現するための仕組みであり、DAC 8 提案の附属文書 VI のセクション I～IV は、OECD の CARF のセクション I～IV に対応している。また、用

語についても、「暗号資産」(Crypto-Asset)、「報告暗号資産サービス提供者」(Reporting Crypto-Asset Service Provider)、「関連取引」(Relevant Transaction)、「報告対象利用者」

39) OECD (2022) 参照。この文書は、2022 年 8 月 26 日に OECD の租税委員会 (CFA) で承認されたものである。また、共通報告基準 (CRS) は、金融口座情報についての各国税務当局間の自動的情報交換を行うために、2014 年に OECD により提案されたものであり、我が国においても共通報告基準に基づく自動的情報交換が 2018 年から実施されている。経緯につき、池田義典「BEPS, Post BEPS 及び自動的情報交換」税大ジャーナル 27 号 49 頁 (2018) 参照。

(Reportable User), 「適用除外者」(Excluded Person) 等の主要概念もほぼ同じものとなっている⁴⁰⁾。

DAC 8 は、その前文で CARF について言及している（前文9項）。また、各国は、DAC 8

の執行に当たり、2023年6月にOECDから公表された、「CARFに係る権限のある当局によるモデル合意についてのコメントリー」⁴¹⁾を参照することが求められている（同）。

VI. DAC 8によるその他の改正（暗号資産関係以外）

VI-1. 個人富裕層(HNWI: High-Net-Worth Individuals)のタックス・ルーリングについての情報交換

DAC 8による改正後のDAC第8a条は、個人富裕層(HNWI: High-Net-Worth Individuals)に関するタックス・ルーリングについての情報交換を強化しようとするものである。

個人富裕層に係るタックス・ルーリングは、これまではDACによる自動的情報交換の対象外であった。しかし、改正後のDAC第8a条は、加盟国の税務当局が2026年1月1日以降に事前国際ルーリング(advance cross-border ruling)を発し、修正し若しくは更新した場合において、(a)当該ルーリングが150万ユーロ(約2億4,000万円)を超える取引に関してされたものであるとき、又は(b)当該ルーリングが個人につき当該国の居住者であること若しくは居住者でないことを決定するものであるときは、関係国の権限のある当局にその内容を通知しなければならないとした。

VI-2. ペナルティの強化（最終的には撤回された）

DAC 8提案（当初提案）の第1条(13)は、DACの第25a条を改正し、第8条、第8aa条、第8ab条、第8ac条及び(今回新設が提案された)第8ad条に規定されている報告義務違反について、ペナルティを強化しようとした。具体的には、上記各条に規定する報告義務を怠った者に「ミニムム金銭ペナルティ」(minimum pecuniary penalty)を課そうとするものであったが、パブリック・コンサルテーションにおいて民間から強い懸念が表明され、2023年5月の修正案では撤回された⁴²⁾。

なお、備忘的にDAC 8の当初提案における金銭ペナルティの内容を記すと、次頁の表7のとおりである。

40) ただし、CARFでは、暗号資産を「取引を認証又は保全するに当たり暗号的に保全された分散型台帳又は類似の技術に依拠する、価値のデジタル表現」(a digital representation of value that relies on a cryptographically secured distributed ledger or similar technology to validate and secure transactions)と定義するなど、CARFとDAC 8提案とで微妙に異なる部分もある。

41) OECD (2023).

42) Bernt (2023), p. 385.

表7 DAC 8 提案によるミニマム金銭ペナルティ

DAC の関係条文	報告義務を負う者	ミニマム金銭ペナルティ額
第 8 条 (金融口座関係)	報告金融機関 (Reporting Financial Institutions)	総収益額が 600 万ユーロ以上の金融機関 最低 15 万ユーロ 総収益額が 600 万ユーロ以下の金融機関 最低 5 万ユーロ
第 8aa 条 (国別報告書関係)	国別報告書の提出義務がある、 多国籍企業グループの最終親会社等 (Reporting Entities)	最低 50 万ユーロ
第 8ab 条 (租税回避スキーム 関係)	租税回避スキームの報告義務がある仲介者 (inter-mediarers) 又は関係納税者 (relevant taxpayers)	総収益額が 600 万ユーロ以上の法人 最低 15 万ユーロ 総収益額が 600 万ユーロ以下の法人 最低 5 万ユーロ 個人 最低 2 万ユーロ
第 8ac 条 (プラットフォーム 出店者関係)	報告プラットフォーム運営者 (Reporting Platform Operators)	総収益額が 600 万ユーロ以上の法人 最低 15 万ユーロ 総収益額が 600 万ユーロ以下の法人 最低 5 万ユーロ 個人 最低 2 万ユーロ
第 8ad 条 (暗号資産関係)	報告暗号資産サービス提供者 (Reporting Crypto-Asset Service Providers)	総収益額が 600 万ユーロ以上の法人 最低 15 万ユーロ 総収益額が 600 万ユーロ以下の法人 最低 5 万ユーロ 個人 最低 2 万ユーロ

VII. DAC 8 提案の評価等

VII-1. 税務当局間における情報交換の進展

2010 年に米国で外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA : Foreign Account Tax Compliance Act) が成立して、欧州主要国がモデル 1 (双務的情報交換) による枠組みを、また、我が国とスイスがモデル 2 (片務的情報交換) による枠組みを、それぞれ米国と構築した⁴³⁾。その後、FATCA のモデル 1 の枠組みを参考として、2014 年に OECD が共通報告基準 (CRS) を公表した⁴⁴⁾。これらにより、法律によって金融機関に口座保有者の情報についての税務当局への報告

義務を課すことを前提としての、税務当局による非居住者の金融口座情報の取得と当該情報の自動的情報交換は著しく進展した。我が国においても 2015 年度 (平成 27 年度) 税制改正において租税条約等実施特例法が改正され、同法第 10 条の 5 から第 10 条の 9 までに⁴⁵⁾、金融機関が有する金融口座情報の税務当局への報告義務に関する規定が置かれ、金融機関から報告された情報については、租税条約に基づく自動的情報交換の枠組みにより、関係国の税務当局と共有されている。これにより、我が国の税務当局と

43) 経緯等につき、重田正美「米国の外国口座税務コンプライアンス法と我が国の対応」レファレンス 2015.6。
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9395198_po_077303.pdf?contentNo=1。

44) 経緯等につき、池田・前掲注 39) 65 頁以下。

45) その後、2020 年度 (令和 2 年度) 税制改正で同法に新 10 条の 7 が追加され、現在は同法第 10 条の 5 から第 10 条の 10 までの規定が CRS 関係規定となっている (2024 年 (令和 6 年) 3 月 1 日現在)。

他国の税務当局との情報交換件数は飛躍的に増大した⁴⁶⁾。

また、2015年（平成27年）にOECD/G20のBEPS最終報告書「行動13：移転価格関連の文書化」⁴⁷⁾で提案された国別報告書（CbCR：Country-by-Country Report）についても、2016年度（平成28年度）税制改正で新設された租税特別措置法第66条の4の4により、大規模多国籍企業に税務当局への報告が義務づけられた。税務当局に報告された情報については、自動的情報交換の枠組みで関係国の税務当局に情報が提供されている⁴⁸⁾。

さらに、OECDは、(a) 租税回避スキームに係る報告義務と自動的情報交換⁴⁹⁾、(b) インターネット上のプラットフォームを利用する販売者（Seller）に係る報告義務と情報交換⁵⁰⁾、更には(c) 本稿で取り扱った暗号資産利用者に係る報告義務と情報交換についての枠組みを提案しており、EUはこれらに対応して、2018年のDAC 6⁵¹⁾、2021年のDAC 7⁵²⁾、そして2023年10月のDAC 8を立法している。税務当局間の情報交換は、欧州を中心に加速されている。

Ⅶ-2. DAC 8の意義と問題点

DAC 8は、経済のデジタル化が進展する中で、OECDとEUが歩調を合わせて、暗号資産取引の実態を把握しようとするものとして、重要な意義を有する。暗号資産サービス提供者が暗号資産利用者についての報告義務を負い、当該情

報が自動的情報交換の枠組みで税務当局間で共有されることにより、当局による暗号資産取引の実態把握は各段に進むことになると思われる。しかもDAC 8によるDAC 第16条の改正により、交換された情報は、マネー・ロンダリング対策やテロリズムへの資金提供対策にも使えることとされた（前述Ⅲ-2-6）。

DAC 8について、これまでに公表された論稿では、暗号資産の問題につきEUが正面から取り組む姿勢を見せていることを評価しつつも、(a) 暗号資産サービス提供者がどの加盟国で登録するかは、欧州証券市場庁（ESMA）に委ねられていること、(b) 「暗号資産」の定義が限定的であり、特にNFT（Non Fungible Token）がどこまで含まれるかが明確でないこと⁵³⁾、(c) DAC 8によりすべての暗号資産サービス提供者を把握することが可能かどうか（暗号資産サービス提供者からの報告が期待できるかどうか）、(d) 管理者を持たず「完全に分散化されている」暗号資産の場合にはDAC 8は機能しないのではないか、(e) EUの一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）との関係での、個人情報の保護の問題、(f) 報告暗号資産サービス提供者の負担が過重になっていないか、(g) DAC 7とDAC 8とで、納税者に重複して報告義務を課すことにならないか、などの点が問題点として指摘されている。しかし、暗号資産取引についての情報を税務当局が収集し、また、その情報を税務当局間で共有することにつ

46) CRSに基づく情報交換が開始される前の平成28事務年度において、国税庁が外国税務当局から受けた自動的情報交換の件数は約20万5千件であったが、令和4事務年度において国税庁が外国税務当局から受けたCRS情報の件数は約252万6千件となっている。国税庁ウェブサイト「令和4事務年度 租税条約等に基づく情報交換実績の概要」参照。<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0023001-009.pdf>。

47) OECD/G20, “Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting: Action 13: 2015 Final Report” (2015)。

48) 国税庁ウェブサイト「令和4事務年度 租税条約等に基づく情報交換実績の概要」参照。<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0023001-009.pdf>。

49) OECD/G20, “Mandatory Disclosure Rules: Action 12: 2015 Final Report” (2015)。なお、OECDのMDR提案は、主として英国と米国の制度を参考として行われたものである。

50) 前掲注5) 参照。

51) 前掲注24) 参照。

52) 前掲注25) 参照。

53) 前掲注28)。

いては、公正な課税を実現する観点から、一般的に支持されているように見受けられる。例えば、Frago, Leeden, Budak & Salemans 論文⁵⁴⁾は、次のように述べる。

暗号資産は社会の現代化の一部であり、様々な形で技術革新を体現している。しかしながら、その短い歴史は、〔暗号資産に対する〕規制の必要があることも示している。暗号資産業界の急速な発展は、政府と規制機関に対する重大な挑戦であり続けており、政府と規制機関はその発展をキャッチ・アップし、効果的に規制し、その参加者に適切に課税することが求められている。MiCA, TFR, そして DAC 8 のような規制の導入は、暗号資産業界の規制に関する重要な第一歩である一方で、市場への参加者にとっては、それらの実施に当たり、慎重かつ現実的であること (to remain cautious and practical in their implementation) が重要である。

Ⅶ－３．我が国における検討状況

前述「Ⅶ－１」のとおり、OECD により提案された共通報告基準(CRS)と国別報告書(CbCR: Country-by-Country Report) については、我が国においても迅速に法制化が進められた。しかし、2015 年の OECD の BEPS 最終報告書(Action 12) で提案され、EU では 2018 年の DAC 6 で実施された、租税回避スキームについての報告義務と自動的情報交換の枠組みや、2020 年の OECD のモデル・ルールで提言され、EU では 2021 年の DAC 7 で導入された、インターネット・プラットフォームを利用する出店者(販売者、Seller) 情報についての報告義務と自動的情報交換の枠組みの導入については、未だ我が国では法制化が行われていない。

租税法においては、納税者は自らの取引状況を把握しているが(納税者自身が行っている取引であるから当然であるが)、他方で税務当局は

その納税者の経済活動に関する情報を十分に把握できないという、「情報の非対称性」は厳然として存在する。そこに、租税債権の本質的な「脆弱性」がある⁵⁵⁾。この「情報の非対称性」と「租税債権の脆弱性」が、仮想空間における暗号資産の取引(投資を含む)による利益については、特に顕著である。OECD と EU は、「報告暗号資産サービス提供者」に報告義務を負わせることにより、この「情報の非対称性」と「租税債権の脆弱性」に関する状況を改善しようとしている。

経済のデジタル化が進展していく中で、我が国の居住者(法人その他の事業体を含む)も、外国の居住者が提供するインターネット上のサービスを用いて、暗号資産取引を行い、あるいは暗号資産への投資を行っている。我が国の税務当局がそのような居住者の経済活動を把握するためには、外国税務当局との間で自動的情報交換の枠組みを構築しておくことが必要である。そして、そのためには、我が国においても、暗号資産サービス提供者に対し、暗号資産利用者についての情報の報告義務を課し、当該情報を外国税務当局に提供できる準備を整える必要がある。

なお、各国税務当局間の自動的情報交換に関連して、いくつかの提言を行っておきたい。

第一は、暗号資産サービス提供者から報告された情報について、マネー・ロンダリングやテロリズムを捜査する当局に提供することの必要性である。課税当局に守秘義務があることは理解できるが、これらの情報は、国家・国民生活の安全のために、捜査当局と共有されるべき情報とも思われる。大局的な見地からの検討が必要である。

第二は、本稿において取り上げた暗号資産関連情報の自動的情報交換のほか、EU で先行する(a)租税回避スキームに関する自動的情報交換(EU の DAC 6 に相当)と、(b)インターネット・プラットフォーム出店者(Seller)に関する自動

54) Frago, Leeden, Budak & Salemans (2010).

55) 佐藤英明『「租税債権」論素描』金子宏編『租税法の発展』(有斐閣, 2010) 3 頁, 17 頁。

的情報交換のための体制整備である。これらは、我が国では未だ法制化されていないが、他国からの情報提供を受けようとするならば、相互主義の観点から、我が国でも他国に情報提供できる体制の整備が不可欠である。

第三は、米国とのFATCAについてのモデル2の枠組みを、欧州主要国と同様のモデル1の枠組みに改定することである。米国のFATCAへの対応が急務であった当時（2010年～2013年頃）は、我が国では金融機関に口座保有者情報の提供を義務付ける法制の整備が間に合わなかったため、モデル2の枠組みとして、租税条約上の「要請に基づく情報交換」という位置付けで、米国への一方的な情報提供の枠組みを設定した。しかし、OECDのCRSの枠組みを我が国についても導入するため、2015年度（平成27年度）改正で租税条約等実施特例法が改正された。改正法（新設された同法第10条の5から第10条の9まで）の規定の下で、金融機関は課税当局に口座保有者情報の提供が義務付けられ、これによりモデル1の枠組みへの移行が可能となった。相互主義の観点からは、できるだけ速やかに、モデル2の枠組みからモデル1の枠組みへの移行が望ましい。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりダメージを受けた我が国財政の修復、長期にわたる出生率の低下による少子化問題への取組み、不安定化する国際情勢への対処等に対応する財源確保のためにも、相応の所得を有する者から法律の定める額の租税を徴収することは、当然のことである。そのためには、OECDが提言する情報提供及び情報交換の枠組みを、国際的なスタンダードとして、我が国への導入を検討していくことが必要であると考え。

（附記） 本稿では、EUにおいて2022年12月に公表されたDAC 8指令案と2023年10月に制定されたDAC 8指令について、OECDのCARFとEUのMiCAとの関係も踏まえつつ記述した。

なお、我が国でも、2023年（令和5年）12月14日に公表された自民党・公明党の『令和6年度税制改正大綱』と、同月22日に公表された閣議決定『令和6年度税制改正の大綱』に、「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等」が記述され、2024年度（令和6年度）税制改正では、租税条約等実施特例法第10条の9から第10条の12までが新設された。企画立案当局の迅速な立法対応について、高く評価したい。ただし、本稿では、同制度に係る令和6年度改正は取り上げていない。

(参考資料 1) DAC 8 によって追加された新第 8ad 条 (抄)

第 8ad 条 (報告暗号資産サービス提供者が報告する情報の義務的自動的交換の範囲と条件)

1. 各加盟国は、報告暗号資産サービス提供者に対し、附属文書 VI のセクション II 及びセクション III にそれぞれ定める報告要求及びデュー・ディリジェンス手続の実施を求めるために必要な措置をとるものとする。また、各加盟国は、附属文書 VI のセクション IV に従って、当該措置の効果的な実施及び順守を確保するものとする。

2. 附属文書 VI のセクション II 及びセクション III にそれぞれ定める報告要求及びデュー・ディリジェンス手続に従い、本条第 1 項の報告が行われる加盟国の権限のある当局は、本条第 6 項に定める期間内に、自動交換の方法により、本条第 3 項に定める情報を、第 21 条に従って採択された実務上の取決めに従い、関係する加盟国の権限のある当局に伝達しなければならない。

3. 加盟国の権限のある当局は、各報告対象暗号資産利用者に関して、以下の情報を伝達するものとする。

(a) 各報告対象利用者の氏名・名称、住所、居住国、TIN、個人の場合は生年月日及び出生地。附属文書 IV のセクション III に規定されるデュー・ディリジェンス手続を適用した結果、報告対象者である運営者 (Controlling Person) が 1 名以上存在すると確認された事業体の場合には、当該事業体の名称、所在地、居住地である加盟国及び TIN、並びに報告対象者である事業体の各運営者の氏名、住所、居住地である加盟国、生年月日及び出生地、並びに当該報告対象者が当該事業体の運営者であると判断される根拠となった職務

上記の規定にかかわらず、報告暗号資産サービス提供者が、加盟国又は連合により提供される、報告対象者の身元及び税務上の居住地を証明するための身元特定サービスを通じて報告対象者の身元 (identity) 及び住所を直接確認できる場合には、身元特定サービスの提供国である加盟国に伝達される報告対象者に係る情報は、氏名、当該身元特定サービスの名称及び提供した加盟国、並びに当該報告対象者が当該事業体の運営者であると判断される根拠となった職務を含むものとする。

(b) 報告暗号資産サービス事業者の名称、住所、TIN 並びに利用可能な場合には第 7 項に規定する個人識別番号及びグローバル法人識別番号

(c) 報告暗号資産サービス提供者が、関連する暦年又はその他の適切な報告期間中に報告対象取引を行った各報告対象暗号資産に関して、次に掲げる事項。

(i) 報告対象暗号資産の正式名称

(ii) フィアット通貨に対する取得 (acquisition) に係る総支払額、総ユニット数及び報告対象取引件数の合計

(iii) フィアット通貨に対する売却 (disposals) に係る総受取額、総ユニット数及び報告対象取引件数の合計

(iv) 他の報告対象暗号資産に対する取得 (acquisition) に係る公正時価総額、総ユニット数及び報告対象取引件数の合計

(v) 他の報告対象暗号資産に対する売却 (disposal) に係る公正時価総額、総ユニット数及び報告対象取引件数の合計

(vi) 報告対象販売支払取引 (Reportable Retail Payment Transactions) に係る公正時価総額、総ユニット数及び報告対象取引件数の合計

(vii) (ii) 及び (iv) に該当しない報告対象利用者への移転に関し、報告暗号資産サービス提供者が知る限りにおいて、報告対象取引の公正時価総額、総ユニット数及び件数並びに取引形態の区分

(viii) (iii)、(v) 及び (vi) に該当しない報告対象利用者からの移転に関し、報告暗号資産サービス提供者が知る限りにおいて、報告対象販売支払取引に係る公正時価総額、総ユニット数及び件数並びに取引形態の区分

(ix) 報告暗号資産サービス供給者が、仮想資産サービス提供者 (virtual asst service provider) 又は金融機関に関連することが知られていない、EU 規則 2023/1114 [筆者注: MiCA] に規定する分散型台帳アドレス (distributed ledger address) に対して行った移転の公正時価総額及び総ユニット数

(c) の (ii) 及び (iii) において、支払われ又は受領された額は、当該支払い又は受領がされたフィアット通貨によって計算されるものとする。当該支払い又は受領が複数のフィアット通貨によって行われた場合には、当該金額は、報告暗号資産サービス提供者によって継続して適用される方法により各報告対象取引の時に換算される、単一の通貨によって報告されるものとする。報告暗号資産サービス提供者は、取引の時点において当該報告暗号資産サービス提供者によって決定された単一のフィアット通貨への換算方法を用いることができる。

(c) の (iv) から (viii) までにおいて、公正時価は、報告暗号資産サービス提供者によって継続して適用され、各報告取引の時点において評価される、一のフィアット通貨によって決定され、かつ、報告されるものとする。

報告される情報は、それぞれの額が報告されるフィアット通貨を特定するものとする。

4. 第3項に規定する情報の交換を容易にするために、欧州委員会は、実施法によって、第20条第5項に規定する標準書式の制定手続の一環として、本条第3項に規定する情報の交換を標準化する措置を含む、必要な実務上の取決めに採用するものとする。

(5項～12項略)

(参考資料2) DAC 8 によって追加された附属文書 VI (項目の要約のみ)

セクション I 報告暗号資産サービス提供者の義務

セクション II 報告が求められる事項

セクション III デュー・ディリジェンス手続

- A. 個人である暗号資産ユーザーの場合
- B. 事業体である暗号資産ユーザーの場合
- C. 自己証明の要件
- D. 一般的要件

セクション IV 定義

- A. 報告対象暗号資産 (Reportable Crypto-Asset)
- B. 報告暗号資産サービス提供者 (Reporting Crypto-Asset Service Provider)
- C. 報告対象取引 (Reportable Transaction)
- D. 報告対象利用者 (Reportable User)
- E. 除外対象者 (Excluded Person)
- F. その他の定義

セクション V 効果的な実施

- A. セクション III の実施のためのルール
- B. 報告暗号資産サービス提供者に書類を保存等させるためのルール
- C. 報告暗号資産サービス提供者のコンプライアンスを確保するための行政手続
- D. 報告暗号資産サービス提供者から不十分・不正確な情報が提供された場合の行政手続
- E. 暗号資産サービス提供者のための行政手続
- F. 暗号資産運営者の登録のための行政手続

参 考 文 献

大野雅人 (2020) 「DAC 6 : EU の義務的開示制度－納税者の権利保護及び EU 一次法との交錯－」, 租税研究, 849 号, pp. 204-239

大野雅人 (2021) 「DAC 7 : EU におけるプラットフォーム出店者情報の収集－プラットフォーム運営者の報告義務と税務当局による情報交換－」, 租税研究, 865 号, pp. 122-147

Max Bernt (2023), “DAC 8: Commentary on the

European Union’s New Crypto Tax Reporting Regime”, *European Taxation*, Vol. 63, No. 9, pp. 377-386.

EU (2023a), Council Directive (EU) 2023/2226 of 17 October 2023 amending Directive 2011/16/EU on administrative co-operation in the field of taxation.

EU (2023b), Regulation (EU) 2023/1114 of

- the European Parliament and of the Council of 31 May 2023 on markets in crypto-assets.
- Ana Corrachaga Frago, Hans Van der Leeden Mahir Budak & Nico Salemans (2023), “Understanding the Role of DAC and MiCAR in the European Union’s Efforts towards Tax Harmonization”, *Finance and Capital Markets*, Vol. 24, No. 1 (published online).
- Antonio Lanotte (2023), “MiCA Leads the EU Digital Markets’ Growing Presence,” *Tax Notes Int’l*, June 19, 2023, pp. 1597-1603.
- OECD (2022), Crypto-Asset Reporting Framework and Amendments to the Common Reporting Standard, 10 October 2022.
- OECD (2023), International Standards for Automatic Exchange of Information in Tax Matters: Crypto-Asset Reporting Framework and 2023 update to the Common Reporting Standard, 8 June 2023.
- Oana Popa & Carla Varério (2023), “The (Most Recent) Proposal for an EU Directive to Amend the Rules on Administrative Cooperation in the Field of Taxation (DAC8)”, *European Taxation*, February/March 2023, pp. 115-117.
- Raffaele Russo, Tiziana Ventrella & Marco Gesualdi (2023), “The EU DAC8: Tax Transparency in Sight for Cryptoassets”, *Tax Notes Int’l*, Vol. 111, No. 2, pp. 153-160.